

菰野町口座振替We b受付サービス導入業務委託 及び利用契約プロポーザル実施要領

1 事業の概要

(1) 事業名

菰野町口座振替We b受付サービス導入業務委託及び利用契約

(2) 目的

本業務は、菰野町（以下、「本町」という。）の税・公金の口座振替について、納付者等が金融機関等の窓口へ出向くことなく、インターネット上の外部受付サイトを利用して、パソコンやスマートフォン等からの申し込みを可能とする口座振替We b受付サービスを導入することで、納付者等の利便性及び口座振替加入率の向上を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

別紙「菰野町口座振替We b受付サービス導入業務委託仕様書」のとおり

※ なお、「菰野町口座振替We b受付サービス利用契約仕様書」については、菰野町口座振替We b受付サービス導入業務委託仕様書の内容を基本として契約候補者と協議の上決定する。また、「(5) 契約」の契約形態によっては、導入業務委託仕様書の詳細な事項を協議の上決定することもあるが、その場合も同仕様書の内容を基本とする。

(4) 委託期間

導入業務委託履行期間： 契約締結の日から令和8年1月30日

※ ただし、令和8年1月5日からサービス開始できる状態になったことについて、令和7年12月26日までに発注者の確認を受けること。

また、サービス開始後、不具合等が確認された場合については上記履行期間内において直ちに修補等を行うこと。

利用契約期間： 令和8年1月5日からサービス開始

※ 利用契約期間については履行期間開始日より36か月を予定する。

(5) 契約

契約は、優先交渉権者決定後、協議の上、以下のいずれかを基本として決定する。

- ・ 導入業務委託と3か月の利用契約について契約締結後、あらためて33か月の令和8年度以降残期間の利用契約について契約締結

- ・導入業務委託について契約締結後、利用契約について月額による36か月の長期継続契約を締結

※ 長期継続契約とする場合、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約とし、履行期間は令和8年1月5日から令和10年12月31日とする。

2 提案上限額

3,520,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 見積額には、LGWAN初期設定費を含む受付サービス業務導入費用、科目登録料及び令和8年3月末日分までのLGWAN回線利用料を含む月額基本利用料を含めること。

※ 契約金額については、見積額を上限として決定するものとし、その支払いについては以下のとおりとする。

- ・導入業務委託：別紙「菰野町口座振替Web受付サービス導入業務委託仕様書」のとおりとし、利用契約と一体で契約締結する場合については、部分引渡しの上、同仕様書に基づき導入業務委託分を全額支払う。
- ・利用契約：毎月の履行完了後、翌月10日までに当月分の履行完了報告及び請求を行い、受注者から適正な請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払うものとする。

3 選定方式

公募型プロポーザル方式

4 資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- ① 菰野町競争入札参加資格者名簿に登録されている（若しくは令和7年8月25日までに登録の審査を完了できる）者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の

申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

- ④ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑥ 国又は地方自治体において、口座振替Web受付サービスの導入実績を有していること。

5 説明会

説明会は開催しない。

6 参加申込み及び提案資格の確認結果の通知

（1）参加申込

プロポーザル参加申込書（様式第1号）を提出すること。

〈申込み期限〉 令和7年7月18日（金）17時（必着）

〈申込み先〉 問い合わせ先に同じ

〈方 法〉 電子メール

※ 電子メールで提出した時は、必ず担当者まで電話で連絡すること。

（2）提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、7月30日（水）17時までに提案資格の確認の結果を電子メールで送信する。

7 募集要領の内容についての質問の受け付け及び回答

（1）質問の受付

〈期 限〉 令和7年7月25日（金）17時（必着）

〈受付場所〉 問い合わせ先に同じ

〈方 法〉 電子メール（様式任意）

※ 質問を提出した時は、必ず担当者まで電話で連絡すること。

（2）質問の回答について

〈回 答 日〉 順次回答を行う。（最終回答日：令和7年8月1日（金））

〈回 答 先〉 申込みのあった全参加者

〈方 法〉 電子メール（質問内容及び回答については町ホームページにて公開）

※ ただし、質問の内容によって事業者選定に公平性を保てない場合は回答しない。

8 企画提案書の作成要領

（１）提出書類

項番	書 類 名	提出部数	様 式
1	企画提案書提出	1 部	様式第2号
2	企画提案書（紙）	6 部	任意様式
3	企画提案書（電子媒体）	1 部	任意様式
4	見積書	1 部	任意様式
5	維持管理費用（システム導入後、1年間に係る費用月額利用料を含む）	1 部	任意様式
6	会社概要	1 部	様式第3号
7	導入業務実績一覧表	1 部	様式第4号
8	辞退書（応募後辞退の場合のみ）	1 部	様式第5号

（２）提出書類の作成に係る留意事項

「菰野町口座振替Web受付サービス導入業務委託及び利用契約仕様書」の内容を十分に理解し、以下の作成に係る留意事項を順守の上、提出書類を作成すること。

ア 提案書の表題は、「菰野町口座振替Web受付サービス導入業務委託及び利用契約に関する提案書」とする。

イ 提案書には以下の項目について記載すること。なお、原則項目ごとのページ数の指定はないものとするが、下表の順番で記載すること。

（ア）システム概要

（イ）画面展開

（ウ）入力作業の簡素化

（エ）誤入力を防ぐ仕組み

（オ）分かりやすい仕組み

- (カ) 入力フォームのカスタマイズ
- (キ) 入力規制、入力エラーの設定
- (ク) 口座振替受付結果の配信頻度（利用者への配信、自治体への配信共に）
- (ケ) 口座振替受付結果の確認方法（利用者の確認、自治体の確認共に）
- (コ) 利用者満足度等の測定方法
- (サ) システムの安全性
- (シ) サポート体制
- (ス) サービス開始後の変更に対する柔軟性
- (セ) その他（アピールポイント等）

ウ 作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

エ 原則A4判（片面印刷）で表紙を含め40ページ以内とすること。また、本文下部にはページ数を付すこと。

オ 本文にA3判以上の用紙を使用する場合は、A4判の大きさに織り込むこととし、用紙の大きさに応じて、A4判のページ数に換算し40ページ以内とすること。（例：A3判1ページは、A4判2ページ分）

カ 自由書式とし、文字サイズは12ポイント以上とすること。なお、図表は必ずしもこの限りではない。

キ 提案書の作成に当たっては、内容をわかりやすく簡潔な表現を用い、専門家でなくても理解できる記載とすること。

ク 見積書には総額及び内訳（LGWAN初期設定費を含む受付サービス業務導入費用、科目登録料及び令和8年3月末日分までのLGWAN回線利用料を含む月額基本利用料など）をわかりやすく記載すること。

ケ 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

コ 提出期限以降の提案書の差替え又は再提出は認めない。

（3）提出期限及び提出先

〈期 限〉 令和7年8月8日（金）17時（必着）

〈提出先〉 問い合わせ先に同じ

(4) 提出方法

ア 持参又は郵送とする。

イ 直接持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く開庁日を受付日とする。

ウ 郵送の場合は、封筒の表に「菰野町口座振替Web受付サービス導入業務委託及び利用契約提案書類在中」と朱書きし、一般書留により提出期限までに到着したものに限る。

9 審査

別紙「菰野町口座振替Web受付サービス導入業務委託及び利用契約プロポーザル審査要領」に基づく

10 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに電子メールで通知する。

11 日程

〈公募日〉	令和7年7月 8日（火）
〈参加申込書 提出期限〉	7月18日（金）17時
〈質疑 提出期限〉	7月25日（金）17時
〈参加資格 審査結果通知〉	7月30日（水）
〈質疑 最終回答日〉	8月 1日（金）
〈企画提案書 提出期限〉	8月 8日（金）17時
〈企画提案 審査結果通知〉	8月19日（火）
〈契約締結日〉	9月（予定）
〈システム運用開始〉	令和8年1月5日（月）から

12 契約の締結

本町は、選定委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する（契約書の作成要）。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。なお、契約保証金は免除とする。また、最も優れた提案を行ったものと協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

13 担当課（問い合わせ先）

〒510-1292

三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地

菰野町役場 会計課 秦

電話番号：059-391-1130

E-mail：kaikei@town.komono.mie.jp

14 その他の留意事項

- (1) 本業務を第三者に再委託してはならない。但し、あらかじめ承諾を得た場合にはこの限りではない。再委託を予定している場合は、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び、再委託先に対する監督の方法等が分かる書類を提出すること（任意様式）。
- (2) 企画提案書等の作成等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (4) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約の相手方を決定すること以外の目的で使用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、菰野町情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- (5) 企画提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (6) 提出された申込書、企画提案書等は返却しない。
- (7) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式7「参加申込辞退書」を提出すること。
- (8) 失格事項
次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
 - ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者
 - イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
 - ウ 期限後に企画提案書を提出した者
 - エ 見積書の金額が、見積り限度額を超過したもの